

鹿沼市電子納品運用ガイドライン(案)新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考															
<b>目次</b> 1 運用ガイドライン(案)の取り扱い . . . 1 2 電子納品の定義 . . . 1 3 電子データの規定 . . . 1 <hr/> 4 電子納品対象書類 . . . 2 5 ~ 13 (略) 第 1 版 平成 18 年 7 月	<b>目次</b> 1 運用ガイドライン(案)の取り扱い . . . 1 2 電子納品の定義 . . . 1 3 電子データの規定 . . . 1 <hr/> 3-2 工事・業務管理ファイルの規定 . . . 2 4 電子納品対象書類 . . . 2 5 ~ 13 (略) 第 1 版 平成 18 年 7 月 第 2 版 平成 20 年 8 月	工事・業務管理 ファイルの規 定の追加に伴 う改正。 第 2 版適用の 明記。															
<b>3 電子データの規定</b> 電子納品する電子データの内容、ファイルフォーマット及び格納媒体は、栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案) _____及び国土交通省策定の電子納品に関連する各要領・基準(案)に準拠する。  【栃木県の電子納品に関連する要領・基準(案)】 <table border="1" data-bbox="190 1053 985 1244"><thead><tr><th>要領・基準(案)</th><th>策定年月</th><th>策定</th></tr></thead><tbody><tr><td>栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)</td><td><u>平成 16 年 4 月</u></td><td>栃木県 <a href="http://www.pref.tochigi.jp/cals/">http://www.pref.tochigi.jp/cals/</a></td></tr></tbody></table>	要領・基準(案)	策定年月	策定	栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)	<u>平成 16 年 4 月</u>	栃木県 <a href="http://www.pref.tochigi.jp/cals/">http://www.pref.tochigi.jp/cals/</a>	<b>3 電子データの規定</b> 電子納品する電子データの内容、ファイルフォーマット及び格納媒体は、栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)・ <u>栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)</u> 及び国土交通省策定の電子納品に関連する各要領・基準(案)に準拠する。  【栃木県の電子納品に関連する要領・基準(案)】 <table border="1" data-bbox="1052 1053 1848 1396"><thead><tr><th>要領・基準(案)</th><th>策定年月</th><th>策定</th></tr></thead><tbody><tr><td>栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)</td><td><u>平成 20 年 4 月</u></td><td>栃木県 <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/cals/">http://www.pref.tochigi.lg.jp/cals/</a></td></tr><tr><td><u>栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)</u></td><td><u>平成 19 年 4 月</u></td><td></td></tr></tbody></table>	要領・基準(案)	策定年月	策定	栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)	<u>平成 20 年 4 月</u>	栃木県 <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/cals/">http://www.pref.tochigi.lg.jp/cals/</a>	<u>栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)</u>	<u>平成 19 年 4 月</u>		栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)の追加及び策定年月日の変更による改訂等
要領・基準(案)	策定年月	策定															
栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)	<u>平成 16 年 4 月</u>	栃木県 <a href="http://www.pref.tochigi.jp/cals/">http://www.pref.tochigi.jp/cals/</a>															
要領・基準(案)	策定年月	策定															
栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン(案)	<u>平成 20 年 4 月</u>	栃木県 <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/cals/">http://www.pref.tochigi.lg.jp/cals/</a>															
<u>栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)</u>	<u>平成 19 年 4 月</u>																

現 行			改 正 案			備 考
<b>【電子納品関連要領（案）・基準（案）】</b>			<b>【電子納品関連要領（案）・基準（案）】</b>			
要領・基準（案）	策定年月	策定	要領・基準（案）	策定年月	策定	
（略）	（略）	国土交通省 <a href="http://www.nilim.go.jp/">http://www.nilim.go.jp/</a>	（略）	（略）	国土交通省 <a href="http://www.cals-ed.go.jp/">http://www.cals-ed.go.jp/</a>	
（略）	（略）		（略）	（略）		
（略）	（略）		（略）	（略）		
デジタル写真管理情報基準（案）	平成16年6月		デジタル写真管理情報基準（案）	平成18年1月		
（略）	（略）		（略）	（略）		
（略）	（略）		（略）	（略）		
（略）	（略）		（略）	（略）		
（略）	（略）		（略）	（略）		
（略）	（略）		（略）	（略）		
工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備編	平成16年6月		工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備編	平成18年3月		
土木設計業務等の電子納品要領（案）機械通信設備編	平成16年6月		土木設計業務等の電子納品要領（案）機械通信設備編	平成18年3月		
CAD製図基準（案）機械通信設備編	平成16年6月		CAD製図基準（案）機械通信設備編	平成18年3月		

現 行	改 正 案	備 考																					
<p>(新設)</p>	<p>3 - 2 工事・業務管理ファイル</p> <p>業務管理ファイルは、必ず作成し、電子媒体のルート直下に格納する。設計書コードについては、以下のとおり契約年度と契約番号を記入する。</p> <p>設計コード(9桁)</p> <table border="1" data-bbox="1055 451 1852 687"> <thead> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2桁</th> <th>以下、種類別に3桁</th> <th>3桁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設計書 コード</td> <td rowspan="4">平成</td> <td rowspan="4">年度</td> <td>契約番号頭が</td> <td rowspan="4">残り契約番号 (企水の場合は、 下3桁)</td> </tr> <tr> <td>契工の場合</td> <td>1 0 0</td> </tr> <tr> <td>契委の場合</td> <td>2 0 0</td> </tr> <tr> <td>企水契工の場合</td> <td>3 0 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>企水契委の場合</td> <td>4 0 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例1) 契約年度・契約番号が『平成20年度 契工123号』の場合 設計書コードは『120100123』と記入する。</p> <p>(例2) 契約年度・契約番号が『平成20年度 企水契工900123号』の場合 設計書コードは『120300123』と記入する。</p>		1	2桁	以下、種類別に3桁	3桁	設計書 コード	平成	年度	契約番号頭が	残り契約番号 (企水の場合は、 下3桁)	契工の場合	1 0 0	契委の場合	2 0 0	企水契工の場合	3 0 0				企水契委の場合	4 0 0	<p>工事・業務管理ファイルの規定の追加。</p>
	1	2桁	以下、種類別に3桁	3桁																			
設計書 コード	平成	年度	契約番号頭が	残り契約番号 (企水の場合は、 下3桁)																			
			契工の場合		1 0 0																		
			契委の場合		2 0 0																		
			企水契工の場合		3 0 0																		
			企水契委の場合	4 0 0																			
<p>1 0 使用媒体及び提出形式 (資料:CD Rの作成について(例))</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作成数は、<u>工事</u>については3セット作成し、<u>2セット</u>を提出する。(業務委託については、<u>2セット</u>作成、<u>1セット</u>提出) 1セットは受注者で保管する、また、その年数は10年間を原則とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 0 使用媒体及び提出形式 (資料:CD Rの作成について(例))</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作成数は、_____ <u>2セット</u>作成し、<u>1セット</u>を提出する。 1セットは受注者で保管する、また、その年数は10年間を原則とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>電子成果品の作成及び提出枚数減の変更。</p>																					
<p>1 3 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) デジタルカメラの画素数は<u>100~200万画素</u>とする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 3 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) デジタルカメラの画素数は<u>120万画素数程度</u>とする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>デジタルカメラの画素数の指定。</p>																					

現 行	改 正 案	備 考
<p>附則 この要領は、平成18年7月1日から適用する。</p> <hr/>	<p>附則 この要領は、平成18年7月1日から適用する。 <u>この要領は、平成20年8月1日から適用する。</u></p>	